

23. 22

明細書又は図面の一部の補完（欠落補完）について（特）

願書に添付されている明細書又は図面（外国語書面を含む）について、その一部の記載が欠けているとき（願書に添付すべき図面の全てが欠けているときを含む。）には、明細書等補完書により補完をすることができる。（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）。補完をしたときは、その補完が国内優先権主張又はパリ条約による優先権の主張若しくはパリ条約の例による優先権の主張を伴う出願であって、かつ、明細書等補完書に記載した内容が優先権の主張の基礎とした出願（以下「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されているとき（以下「引用補完」という。）を除き、その特許出願は明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされる。（特38条の4、特施規27条の11）

1. 明細書又は図面の一部が欠けている場合の通知

特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付されている明細書又は図面（外国語書面を含む。）について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨を特許出願人に通知する（特38条の4第1項）。

2. 明細書又は図面の一部の補完手続

(1) 補完をすることができる期間

ア. 特許法第38条の4第1項の規定による通知を受けた者

通知の日から2月（特38条の4第2項、特施規27条の11第1項）

イ. 特許法第38条の4第1項の規定による通知を受けていない者

特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から2月（特38条の4第9項、特施規27条の11第12項）

(2) 補完をするための提出書類

上記(1)の期間内に以下の書類を提出しなければならない。

ア. 明細書等補完書（特施規様式第37の3）（特38条の4第3項、特施規27条の11第2項）

明細書等補完書の【補完の内容】の欠落を補完した後の内容は、願書に添付されている明細書の言語（外国語書面の場合は当該外国語）で記載すること。また、引用補完に該当する場合にあつては、優先権主張基礎出願又はその翻訳文に記載された文言と完全に同じ記載をし、【補完の内容】の欄の次に【記載が欠けている箇所の表示】の欄を設け、優先権主張基礎出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載すること。

イ. 引用補完に該当する場合にあつては、物件提出書（特施規様式第23）

により優先権主張基礎出願の写し（特施規27条の11第7項、8項）。

ただし、優先権主張基礎出願の写し又はこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合（優先権証明書類等を電子的に交換することで提出したものとみなされている場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願又は実用新案登録出願である場合は、提出を省略することができる（特施規27条の11第9項）。優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、明細書等補完書に【その他】の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

ウ. 引用補完に該当する場合であって、優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあっては、物件提出書（特施規様式第23）により優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文（特施規27条の11第7項、8項）

3. 明細書等補完書が提出された場合の出願日

補完をすることができる期間内に補完をしたときは、その特許出願は、特許法第38条の2第1項又は第6項の規定にもとづく特許出願の日の認定にかかわらず、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなす。ただし、その補完が国内優先権主張又はパリ条約による優先権の主張若しくはパリ条約の例による優先権の主張を伴う特許出願に係るものであって、かつ、明細書等補完書に記載した内容が優先権主張基礎出願に完全に記載されている（引用補完に該当する）ときは、この限りでない（特38条の4第4項ただし書、特施規27条の11第6項）。また、補完をすることができる期間内に優先権主張基礎出願の写し又は優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文が提出されない場合にあっても、その特許出願は明細書等補完書を提出したときにしたものとみなす。

なお、その特許出願が、特許法第38条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合にその補完に係る手続補完書を、明細書等補完書を提出した後に提出したときは、その特許出願は当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす（特38条の4第5項）。

特許庁長官は、その特許出願を、明細書等補完書を提出したときにしたものとみなしたときは、その旨を特許出願人に通知する（特施規27条の11第3項）。通知があったときは、特許出願人は、当該通知の日から1月以内に限り、特許庁長官に意見書（特施規様式第37の4）を提出することができる（特施規27条の11第4項、5項）。

また、特許出願人は、同期間内に限り、明細書等補完書取下書（特施規様式第37の5）により、明細書等補完書を取り下げることができる（特38条の4第7項、特施規27条の11第10項、11項）。

明細書等補完書の取下げがあったときは、その補完は、されなかったものとみなす（特38条の4第8項）。

4. 補完の効果

補完をした明細書又は図面は、願書に添付して提出したものとみなす（特3

8条の4第6項)。

(改訂令和6・1)